

甲州子第 114 号
令和2年5月15日

市内保育所、認定こども園通所児童保護者 各位

甲州市長 鈴木 幹 夫
(公 印 省 略)

緊急事態宣言の解除に伴う山梨県における新型コロナウイルスの
感染拡大防止対策への協力要請について

平素より、本市幼児教育・保育行政につきまして、多大なるご理解とご協力を
いただいておりますことに厚く感謝申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策につきましても、ご理解とご協
力を賜っておりますことに改めて感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、国の緊急事態宣言の実施区域か
ら山梨県が解除されたことを受け、県の緊急事態措置が終了となりました。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染が依然として散発的に確認される
など、引き続き、感染の拡大防止を図る必要があることから県において5月15
日から5月31日までの間は、保育所等に対して登園自粛を要請されておしま
す。

未だに終息が見通せない状況であり、保護者の皆様にはたいへんご苦勞をお
かけしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、今般の協力要請の期間や内容は、今後の県内及び市内の感染状況等によ
り変更となる場合があります。

甲州市役所 子育て支援課 保育所担当 電話 32-5081
